

脱毛エステ 解約・倒産 トラブル急増

事例1 「受け放題」「永久保証」という広告を見て、30万円の全身脱毛コースを契約した。しかし、予約が取れず1年半で3回しか受けられなかった。解約を申し出ると「1年間の契約期間を過ぎているので返金はなし」と言われた。

事例2 2週間前、ひげの脱毛クリニックで「50万円のコースが今日だけ半額」と勧められ、25万円を現金で支払った。しかし、昨日クリニックから、当面休業するとのメールが届いた。

脱毛エステは、男性利用者の増加や医療機関の参入で市場が拡大する中、トラブルも急増しています。特に「受け放題」「永久保証」などをうたったコースでは、「解約しても返金されない」「予約が取れない」などの相談が寄せられています。

一般的に脱毛エステは契約期間内に解約すると、受けていないサービスの料金は返金されません。しかし、事例1では契約書に「契約期間は1年間。2年目以降はアフターサービス」との記載がありました。今回は1年半が経過していたため、契約期間を過ぎての解約となり返金対象外となりました。このようにサービス提供期間と契約期間が異なる契約もあるので、契約書で必ず確認しましょう。

また、エステ業者の休業・倒産トラブルも多発しています。クレジットカード払いの時は信販会社に申し出て、支払いを止めてもらえる場合もあります。しかし事例2のように現金一括で支払った場合は、返金は望めません。倒産リスクを考えると、現金一括払いは避けた方が賢明です。可能なら、都度払いを選択するのも一つです。

エステは長期にわたる契約だけに、契約書には必ず目を通し、契約期間や料金、施術内容や回数、中途解約の清算方法などをしっかりと確認しましょう。

消費生活センター

TEL 6319・1000

FAX 6319・1500